

(書面議決にて開催)
令和7年度 矢巾町農山漁村再生可能エネルギー協議会

書面議決予定日：令和8年1月30日(金)

【提出議案】

議案第1号 設備整備計画の変更に係る認定申請書について

議案第2号 矢巾町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の変更案について

附 帯 決 議

この会議の決議、または決議に関連した事項で関係機関の指導により変更が必要な時は、議決の趣旨に反しない範囲での取扱いについて、会長に一任することの議決を求める。

矢巾町農山漁村再生可能エネルギー協議会 委員等名簿

(令和7年12月26日現在)

(敬称略・順不同)

協議会構成員（委員）

所 属	役 職	氏 名	備 考
矢巾町	教育長	岡田 秀二	会 長
南昌行政区	コミュニティ会長	高橋 壽治	副会長
古里FICエネルギー合同会社		島山 正	
岩手県森林組合連合会	代表理事専務	澤口 良喜	
株式会社東北銀行 矢巾支店	支店長	熊澤 佳英	
矢巾町 産業観光課	課長	村井 秀吉	
矢巾町 町民環境課	課長	佐々木 美香	

オブザーバー

東北農政局 生産部 環境技術課	課長補佐	小岩 修	
	係長	奥山 千秋	
盛岡広域振興局 林務部	部長	高橋 忠幸	

事務局・関係者

矢巾町 産業観光課	課長補佐	佐藤 寿信	
	林政アドバイザー	下田 和彦	

議案第 1 号

設備整備計画の変更に係る認定申請書について

別紙のとおり承認を求める。

令和 8 年 1 月 30 日

矢巾町農山漁村再生可能エネルギー協議会
会 長 岡 田 秀 二

提案理由

事業性を改善し再エネ電源という環境価値創出が必要であることから、以下の変更を行うため議決を求めるもの。

設備整備計画の一部を次のように変更する。

1 変更事項の内容

項目番号	変更後	変更前
1	申請者の概要 紫波郡矢巾町大字煙山第2地割78番地1	盛岡市東見前6-37-1
2 (3)	再生可能エネルギー発電設備により発電した電気の供給先 中部電力ミライズ株式会社 約5.6億円	東北電力株式会社 約5.5億円
2 (4)	再生可能エネルギー発電設備の使用期間 2026年1月2日～2046年7月1日	2026年1月2日～2046年1月1日

この計画は、令和7年12月26日から施行する。

議案第2号

矢巾町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 の変更案について

施設整備計画の変更に伴い、矢巾町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、以下の変更を行うため議決を求めるもの。

令和8年1月30日

矢巾町農山漁村再生可能エネルギー協議会
会 長 岡 田 秀 二

提案理由

設備整備計画の変更に伴い当該計画の変更が必要となることから、議決を求めるもの。

矢巾町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の一部を次のように変更する。

1 変更事項の内容

項目番号	変更後	変更前
2	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（※面積欄） （ <u>再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る申請</u> の発電設備面積に準拠）	（FIT申請の発電設備面積に準拠）

この計画は、令和7年12月26日から施行する。



別記様式第2号（第8条関係）

設備整備計画の変更に係る認定申請書

令和7年12月26日

矢巾町長 高橋 昌造 殿

申請者

住 所 岩手県紫波郡矢巾町大字
煙山第2地割78番地1

氏 名 古里FICエネルギー合同会社
代表社員合同会社CEPCO-R
職務執行者 大橋 英二



令和6年10月21日付けで認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項の内容

番号	変更後	変更前
1	申請者の概要 紫波郡矢巾町大字 煙山第2地割78番地1	盛岡市東見前6-37-1
2	再生可能エネルギー発電設備により発電した電気の供給先 中部電力ミライズ株式会社 約5.6億円	東北電力株式会社 約5.5億円
3	再生可能エネルギー発電設備の使用期間 2026年1月2日～2046年7月1日	2026年1月2日～2046年1月1日

2 変更理由

番号	変更理由
1	2025年8月21日付届出により、軽微な変更として変更済
2	FIT⇒FIP転切替の為 (事業性改善、再エネ電源という環境価値創出を目的とする)
3	FIT⇒FIP転切替の為 (事業性改善、再エネ電源という環境価値創出を目的とする)

3 添付を省略する書類 (既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

- (1) 定款
- (2) 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) バイオマス燃料の調達及び使用計画書

(備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

設備整備計画 (第1回変更)

1 申請者の概要

申請者 (代表者)	
氏名又は名称：古里FICエネルギー合同会社 住所又は主たる事務所の所在地：岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第2地割78番地1 連絡先 電話番号：019-681-8801 E-mailアドレス：furusato.fic.energie.info@gmail.com 担当者名：鈴木 慎治	
共同申請者 (共同して申請する者がいる場合に記載)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電話番号： E-mailアドレス： 担当者名：	

- (注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備 (再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力 (kW)	年間発電量 (kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i	木質バイオマス	1,990	約1,450万	826.12m ²	矢巾町大字煙山第2地割	78-1	畑	畑	4,595m ²	古里FICエネルギー合同会社	
ii											
iii											

- (注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類 (太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス) を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式 (バイナリー型、蒸気フラッシュ型等) も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名 (法人又は法人でない団体にあっては、名称) を記載すること。
4 「7 特例措置に関する事項」の (注) のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a									
b									
c									

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○（①の対応する番号）のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	2023年 7月 18日～ 2026年 1月 2日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	2026年 1月 2日～ 2046年 7月 1日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

- (注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

- 2023年3月31日付にて、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得済。
- 電力供給先：中部電力ミライズ株式会社
- 年間の売電収入見込み額：約5.6億円（＝年間発電量×売電単価）

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。

2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

- 木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の山林未利用材を長期的かつ安定的に購入することで、林業者の所得向上並びに以下の取組の推進に寄与する。
 - (1) 適切な間伐等による森林整備とともに、未利用材等を循環可能な資源として活用することで、森林が持つ公益的・多面的機能の向上を図る。
 - (2) 木質チップ加工等の発電に関する産業を通じて、雇用の創生、地域の活性化を図る。
 - (3) 国産肥料としての草木灰の活用の検討を図り、地域農業へ貢献する。
 - (4) 地域内でのエネルギー循環利用の促進に向けた取組を検討する。

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

①農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類の用途等	建築面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア										
イ										
ウ										

(注) 1 (2)は、(1)が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。

2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。

5 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

- (注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
- 2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
- 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表1及び別表2）

(注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

➤ 別表1及び別表2をご参照ください。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

- 地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて環境の調査、検査等を行い、自然環境の保全に十分に配慮致します。
- 矢巾町と環境協定を締結し、事業活動によって発生する公害の防止について重大な社会的責務を有することを強く自覚し、矢巾町との緊密な連携のもとに、協定事項について誠意をもって対応いたします。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	
77,000千円	2041年度～2045年度の間に、毎年15,400千円ずつ積み立てる	

- (注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。
- 2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2 (1) ①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

- (注) 1 再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。
- 2 添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

- 再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了した際には、設備整備事業者の責任において関係法令を遵守し土地の原状回復等の対策を行います。なお、土地は設備整備事業者が保有しております。

7 特例措置に関する事項（別表3-1～別表3-6）

- (注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 6 漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-4-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第1号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第2号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第3号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-④に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 3(2)を記載する場合にあっては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあっては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

2025年10月16日	受電日
2025年11月27日	火入式
2025年12月11日	試運転による発電開始
2026年1月2日	発電設備引き渡し

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の山林未利用材を長期的かつ安定的に購入することで、林業者の所得向上並びに以下の取組の推進に寄与する。

(1) 適切な間伐等による森林整備とともに、未利用材等を循環可能な資源として活用することで、森林が持つ公益的・多面的機能の向上を図る。

⇒矢巾町含む近隣の国有林立木、未利用材、林地残材を合計で30,000m³程保有

2025年11月27日火入式以降、発電所の試運転で利用開始

(2) 木質チップ加工等の発電に関する産業を通じて、雇用の創生、地域の活性化を図る。

⇒同社にて運転員、事務員、併せて合計10名を新規雇用。

近隣住民の立木伐採、寺社のイグネ伐採、運搬なども請け負い、発電所の燃料として活用

(3) 国産肥料としての草木灰の活用の検討を図り、地域農業へ貢献する。

⇒焼却灰の成分分析を実施し、有害成分（六価クロム、シアン等）が含まれていないことを確認した上で、路盤材、土壌改質剤、肥料としての利活用の可能性を探る

(4) 地域内でのエネルギー循環利用の促進に向けた取組を検討する。

⇒継続検討中

矢巾町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

当初 令和6年 8月

第1回変更 令和7年 12月

岩手県矢巾町

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

矢巾町は、岩手県のほぼ中央に位置し、東に母なる北上川が流れ、西に町のシンボルである南昌山をはじめとする奥羽山脈の山並みが連なり、県庁所在地である盛岡市の南に隣接する。田園地帯が広がり自然豊かな町である一方、東北エリアの物流動脈である東北縦貫自動車道や国道4号などが通り、東北各県へのアクセス至便という特徴を持っている。基幹産業は稲作中心の農業であるが、その他、高収益作物としてキュウリ、ネギ、ズッキーニ、原木しいたけ、リンゴなどの果樹栽培も盛んである。

このような中、本町は将来の新エネルギー導入に向けた基本理念や基本方針、実現可能性の高いプロジェクトの計画や推進体制の構想を盛り込んだ「矢巾町新エネルギービジョン」を平成14年度に策定し、新エネルギー施策の取組を進めてきた。その後、平成23年には、実効性の高い新エネルギーの導入を基本方針として改訂版を作成したが、重点プロジェクトとして木質バイオマス燃料利活用の推進を掲げ現在に至っている。

また、地球規模で化石燃料の大量消費による温室効果ガス発生による地球温暖化の問題から、国においても2050年には温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルを目指す旨を表明している。

町では、令和2年9月に「矢巾町気候非常事態宣言」を行い、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及拡大に努めることとし、令和4年6月には「ゼロカーボンシティ」を表明して脱炭素に向けた取組を加速させている。

このような現状を踏まえ、地域の間伐材由来の木質バイオマス燃料を主エネルギー源とした木質バイオマス発電を行うことにより、これまで地域で利用されず山林に放置されていた未利用材の活用のほか、新たな地元雇用の創出及び農林業の活性化、さらには地域内でのエネルギー循環利用の促進を目指すものとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地目	面積 (㎡)	備考
矢巾町大字煙山第2地割 78番1	畑	4,595 ㎡ (再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る申請の発電設備面積に準拠)	木質バイオマス発電施設

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	1,990KW	木質バイオマス燃料専焼

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ統合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に係る事項

該当区域なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備考
<p>木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の山林未利用材を長期的かつ安定的に購入することで、林業者の所得向上並びに以下の取組の推進に寄与する。</p> <p>(1) 適切な間伐等による森林整備とともに、未利用材等を循環可能な資源として活用することで、森林が持つ公益的・多面的機能の向上を図る。</p> <p>(2) 木質チップ加工等の発電に関する産業を通じて、雇用の創生、地域の活性化を図る。</p> <p>(3) 国産肥料としての草木灰の活用を検討を図り、地域農業へ貢献する。</p> <p>(4) 地域内でのエネルギー循環利用の促進に向けた取組を検討する。</p>	

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギーの電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて環境の調査、検査等を行い、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

出力1,990 kWの木質専焼のバイオマス発電設備を導入することにより、100%国産材由来の木質燃料を年間約3万 t 使用する。また、間伐・皆伐作業時の枝葉やタンコロなどといった林地残材や製材所由来のバーク（木皮）などの未活用資源を積極的に回収し、年間1.5万 t の利用を目指す。

発電施設や燃料供給施設などのほか、運搬や素材生産など関連事業者を含め、10名超

の新規雇用創出を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況、農林業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認する。目標が達成されない場合、その原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了した際は、設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復を行う義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10 農林漁村の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる調和

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告及び是正の指導に伴うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本町及び設備整備事業者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む